

武蔵野市営プール更新に関する基本計画策定支援業務委託
事業者選定の公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月
武蔵野市教育委員会

1 目的

武蔵野総合体育館をはじめとする武蔵野市立体育施設は、市域全体に施設を分散するのではなく施設を集中して設置したことで、一体的、効率的・効果的な運営と高い水準を維持しています。

このことは、クリーンセンターの余熱利用などの産物でもあり、様々な要因によって施設間のつながりや面的な広がり生まれ、エリア一体がスポーツ施設の集積地となり、屋内競技・屋外競技ともに多くの市民のスポーツ活動の拠点として、多くの価値を生み出しています。

その中でも、武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プール（管理棟を含む。）（以下「市営プール」という。）は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の振興を図り、豊かで潤いのある市民生活の実現に資することを目的に、子どもから大人まで年代を問わず水と親しむことができるスポーツ施設として、これまで多くの市民に親しまれてきました。

一方で、平成元（1989）年に竣工した温水プール、昭和 57（1982）年に竣工した管理棟、さらに戦前より使用されている屋外プールは、老朽化による施設の不具合が多く見られ、必要な修繕に多額の費用を要しています。また、この間のバリアフリー化の推進やスポーツの多様化など、社会的ニーズの変化により、部分的な改修や修繕のみでは対応できない課題もみられ、施設の全面的な更新が必要な状況となっています。

このことから、障害の有無に関わらず、幼児から高齢者までが快適かつ安全安心に、年間を通して利用できるプールであることが武蔵野市のスポーツ施設としての役割であると考え、あわせて、観るスポーツ、障害者スポーツの促進、エリア一体の良好なまちづくり、災害時への円滑な対応など、複合的な取組みを検討していくことを目的として、市営プールの更新を行います。柔軟な発想力、高度な知識を有し、かつ効果的・効率的な更新の基本計画策定ができる優先交渉権者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2 プロポーザルの概要

(1) 選考の方式

公募型プロポーザル方式〈地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項による〉

(2) 委託件名

武蔵野市営プール更新に関する基本計画策定支援業務委託

(3) 業務内容

武蔵野市営プール整備方針をベースとした、武蔵野市営プール更新に関する基本計画策定

※業務の詳細は別添の業務委託仕様書のとおり。

(4) 履行期間と想定スケジュール

契約締結の日から令和8年3月31日まで。

【想定スケジュール】

令和7年度	契約確定日～	基本計画案の作成 行政報告及びパブリックコメントの実施
	令和8年3月	基本計画の完成
令和8年度	令和8年4月	基本設計の開始
	令和8年中	基本設計の完成
	令和8年度中	実施設計の開始
令和9年度	～令和9年度中旬	実施設計の完成
	令和9年12月	議会にて工事契約の議決
	令和9年12月～	工事起工
令和11年度	令和11年度中	工事完了

(5) 履行場所

市が指定する場所

(6) 提案上限額

業務委託について提案上限額は17,908,000円(消費税含む)とする。

※提案上限額は契約金額や予定価格を示すものではない。

(7) 対象業務の委託

審査により優先交渉権者を決定し企画提案書及びヒアリング内容に基づき、生涯学習スポーツ課と契約に関する協議を行う。優先交渉権者決定通知をもって契約を締結するものではないので注意すること。また、提案した内容をすべて実施するものではなく、契約内容については別途協議のうえ協議完了後に契約締結をする。

優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点者と協議をする。なお、次点者への連絡期限は、令和7年7月4日（金）までとする。

優先交渉権者が契約を辞退したとき、又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約の交渉を行う。次点者には、優先交渉権者との契約が成立した後その旨を通知する。

（８）事務局

武蔵野市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課スポーツ推進係

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28

担当：古藤（こうた）

電話 0422-60-1903（直通）

電子メール sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

（９）プロポーザルのスケジュール

項目	期間等
公募開始	令和7年4月18日（金）
参加申込書提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時
参加資格確認通知	令和7年5月23日（金）予定
質問受付期間	令和7年4月18日（金）～令和7年5月16日（金）
質問回答期限※	令和7年5月30日（金）
企画提案書等提出締切	令和7年6月10日（火）正午
審査（書類・プレゼンテーション）	令和7年6月19日（木）予定
審査結果通知	令和7年6月25日（水）予定
契約交渉期間	令和7年6月25日（水）～令和7年7月4日（金）

※参加資格に関する質問については令和7年5月21日（水）を回答期限とする

3 プロポーザルへの参加に関する注意事項

(1) 参加資格の確認

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ②対象業務において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格を有していること
- ③東京都及び武蔵野市から指名停止処分を受けていないこと。
- ④経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中ではないこと。
- ⑥武蔵野市暴力団排除条例（平成 24 年武蔵野市条例第 24 号）に規定する排除要件に該当しないこと。
- ⑦建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- ⑧大型運動施設（体育館、武道館、スポーツジム、屋内プール、スタジアム等）や公共施設（庁舎、文化・交流・公益施設またはこれらの複合施設）の新築または改築に関する設計業務実績があること。
- ⑨本業務の一部を再委託する際の再委託先（以下、「協力会社」という。）となった者は、本プロポーザルの参加申込者としての参加はできない。
- ⑩本業務の協力会社は①～⑥の要件を全て満たしている者とする。

(2) 配置技術者の要件等

本業務で配置を予定する技術者の要件は、次のとおりとする。

①管理技術者

本業務の技術的管理をつかさどる者として、管理技術者を 1 名配置すること。管理技術者は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者で、参加者に所属する者とする。

②各分野の主任担当技術者

管理技術者のもとに、意匠・構造・電気設備・機械設備等の各分野の主任担当技術者を 1 名以上選任すること。意匠と構造の主任担当技術者、電気設備と機械設備の主任担当技術者の兼務は可とする。また、各主任担当技術者は参加者に属する者とする。

(3) 参加に関する制限事項

- ①参加者 1 者につき提案は 1 件とする。
- ②管理技術者及び主任担当技術者は、応募者の組織に属していること。
- ③意匠、構造、機械設備、電気設備の各担当責任者の業務を再委託しないこと。

④応募者は業務の一部を協力会社に再委託することはできるが、協力会社は、複数の応募者の協力会社となることができない。

⑤次に掲げる者は、前項の有資格者であっても、本プロポーザルに参加することはできない。また、指名後に次に掲げる項目に該当することがわかった場合には参加資格を喪失する。

ア 武蔵野市営プール更新に関する基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）委員及びその家族。

イ 審査委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者。

ウ 武蔵野市及び武蔵野市の財政援助出資団体に所属する者。

（４）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②審査委員会委員に対して質疑等の連絡を行った場合

③本実施要領に違反すると認められた場合

④本提案上限額及び各年度の内訳を超える見積りをした場合

4 プロポーザル参加申込・辞退

プロポーザルに参加する意思がある者は参加申込書を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期間

令和7年4月18日（金）から5月21日（水）午後5時までとする。

※土曜日、日曜日を除く平日午前9時から午後5時まで。

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式1）に必要な事項を記入の上、任意の様式の会社概要書及び業務委託実績書と併せて、持参又は郵送により提出期間内に提出すること。なお、郵便事故等による遅延等について、市は責任を負わない。

(3) 提出場所

事務局

(4) 配布資料

参加表明者には参加申込書の提出時に市営プールの図面を配布または郵送し、後述する様式2・4及び5をメールにて送信する。

(5) 参加辞退

参加申込をしたのちにプロポーザルを辞退する場合には、速やかに事務局までその旨を伝えた上で、(4)にて入手した市営プールの図面と併せてプロポーザル辞退届（様式2）を提出すること。

5 質問書の提出

プロポーザルに関し、本実施要領、審査基準及び仕様書の内容に質疑がある場合は、質問書（様式3）を使用し提出すること。電話での質問は受け付けない。また、実施要領に記載されていない事項及び下記提出期間以外の質問は受け付けない。

（1）受付期間

令和7年4月18日（金）から5月16日（金）正午まで。

（2）提出方法・提出先

質問書（様式3）に必要事項を簡潔に記載し、電子メールにて事務局まで提出すること。メール送信の際の件名は、「市営プールプロポーザル質問事項【参加者名称】」とする。

（3）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、回答が可能になった時点で、回答書を質問者の名称等を伏せた上で市公式ホームページに掲載する。最終回答日は概ね令和7年5月30日（金）を予定している。ただし、参加資格に関する質問に対する回答は令和7年5月21日（水）を最終回答日とする。なお、業者の名称、指名数に関する質問には回答しない。

6 企画提案書類の提出

プロポーザルへ参加申込をした者は以下の必要書類を作成し提出期間内に提出すること。

(1) 提出期間

令和7年6月3日（火）から6月10日（火）正午まで。

※土曜日、日曜日を除く平日午前9時から午後5時まで。

(2) 提出書類・提出部数

提出部数は各6部（正本1部、副本5部）、正本には押印をすること。様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記入欄等が不足する場合には、当該様式に適宜、追加すること。様式の指定のない書類は任意の様式とする。また、注意事項に従うこと。

① 管理技術者の略歴・業務実績等

② 受託した場合の計画策定チームの体制

③ 受託した場合の業務取組方針（企画提案書）※

④ 業務協力予定書（該当者のみ）

様式4

⑤ 提案見積書

様式5

※業務取組方針：本プロジェクトを進めるうえで特に重要と考えるポイント、スケジュール等、「7 提案内容」を反映した企画提案（プレゼンテーション資料）

(3) 提出方法

提出資料を①から⑤の順にまとめ、左上1か所をホチキス止めし、提出すること。背表紙、ファイル等の使用は認めない。必要部数を持参または郵送により提出期限内に提出すること。なお、郵便事故等による遅延等について市は責任を負わない。

(4) 提出場所

事務局

(5) 注意事項

①使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

②文字の大きさは10.5pt以上とし、企画提案書は、日本工業規格A4サイズ20頁以下とする。（両面印刷可）

③本業務を実施する管理技術者及び各担当主任技術者については、提出書類に記載された者とし、本市が特別な理由があると認めた場合を除き変更はできない。

7 提案内容

(1) 業務内容の的確な理解

武蔵野市営プールは競技用の練習場としての利用のみでなく、健康増進やレクリエーション等の場として利用されるケースも多い。施設の更新に当たってはこれら様々な需要を満たす計画を策定する必要がある。また、障害やLGBTQ等、利用者それぞれの持つ特性に対応することも必須となる。

(2) 計画策定の方針・考え方

老朽化したプール及び管理棟を更新するのみではなく誰もが利用しやすいプールの充実を図れる基本計画を策定すること。基本計画の策定に当たっては、令和7年1月に策定された『武蔵野市営プール整備方針』をベースとし、求められる機能を備えた上で、可能な範囲で市民の声を反映したものとすること。

(3) 将来的な改修を見据えた計画の策定

過大な機能や特殊な部材・構造等、将来的な改修を見据えたときに障壁となり得る要素を取り入れる際には十分な検討を行うこと。

(4) 事業方式の検討

基本計画の策定にあたり、本市が策定した『武蔵野市 公民連携に関する運用ガイドライン（公共施設等の整備・管理運営）』に沿って、事業方式の簡易な検討を行うこと。その際、総合体育館の改修や市立第四中学校プールの建替え等、近傍施設のスケジュールを考慮に入れること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

提案された技術提案書をもとに、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日

令和7年6月19日（木）を予定している。実施日時・場所・対面かオンラインか等の詳細については別途通知する。

(2) 実施方法

- ①参加者は自らの提案内容の説明を行う。
- ②説明者は、本業務を担当する管理技術者、建築（総合）主任担当者を必須とし、その他参加者に所属する者の中から選定した2名の合計5名以内（機器の準備及び操作を行う者を含む）とする。
- ③企画提案書のプレゼンテーション20分以内、審査委員会による質疑応答は20分程度とする。
- ④使用する資料は、参加者が提出した企画提案書及びこれに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、それ以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ⑤プレゼンテーションを行う際のパソコン及びプレゼンテーションに必要な機器は参加者各自で用意するものとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。
- ⑥プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着順（郵送の場合は消印で確認する）とし、到着が同日同時刻の場合は参加者の五十音順とする。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ①提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ②提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑤審査委員会委員又は事務局担当者と本計画に関する接触を求めた者
- ⑥審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑦第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑧本要領2（6）に示す委託料上限額を超えた者
- ⑨その他、審査委員会が不適格と認めた者

9 審査の方法及び結果の通知

(1) 審査方法

審査については「武蔵野市営プール更新に関する基本計画策定支援業務委託に関するプロポーザル審査委員会」が行う。審査委員会が参加者から提出された書類、提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、優先交渉権者1者、次点者1者を選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の7割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の合議によるものとする。

書類審査は、参加者の能力、見積価格及び本業務に対する基本的な考え方について書類審査を行う。

プレゼンテーション審査は、業務提案書、プレゼンテーション及び質疑により審査を行う。

(2) 評価項目及び評価の視点

評価項目及び配点については、以下のとおりとする。

審査基準項目	配点
企画提案書・プレゼンテーション	160 点
提案価格書	40 点
合計	200 点

提案価格書の評価は、以下の計算式により行う。

$$(1 - \text{提案価格} / \text{提案上限額}) \times 40$$

※評価点の計算に当たって、小数点第2位の端数は四捨五入することとする。

(3) 審査結果通知

審査結果はプレゼンテーション及びヒアリング審査に参加した者に通知する。優先交渉権者とならなかった者は、審査結果に関する問い合わせがある場合は事務局まで任意の書式で電子メールにより提出すること。審査結果に対する問い合わせの期間は別途通知する。

(4) 審査結果の公表

審査結果及び契約の相手方については、契約確定後に市公式ホームページにて公表する。

(5) その他

・ 辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者が1者のみになった場合、審査の結果点数が(1)の基準に達していれば、市の求める基準に達しているとみなし、契約の交渉権を得ることとする。

・ 全者辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者がなかった場合、または審査の結果、全提案者の点数が最低合格基準に満たなかった場合、プロポーザルは中止とし、市

公式ホームページにその旨を掲載する。

10 その他

- ①書類提出後、事務局より指示がないものについての記載内容の変更、追加及び再提出は認めない。
- ②提出された全ての書類、資料等は返却しない。
- ③提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。
- ④提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ること。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰する。
- ⑤書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る一切の費用は、参加者負担とする。
- ⑥提出された書類については武蔵野市情報公開条例(平成13年武蔵野市条例第5号)の対象となり、情報開示請求があった場合はその内容の全部又は一部を開示する。
- ⑦本プロポーザルで提案した技術者の変更は原則として認めない。やむを得ず変更する場合は事前に市に連絡し、変更後の技術者が同水準以上の技術・実績を有していることを確認できること。
- ⑧その他、必要な事項は本市が定める。

11 参考資料

- (1) 仕様書
- (2) 武蔵野市営プール整備方針
- (3) プロポーザル参加申込書（様式1）
- (4) 質問書（様式3）
- (5) 武蔵野市 公民連携に関する運用ガイドライン（公共施設等の整備・管理運営）

※いずれも市公式ホームページより入手のこと

ページ番号

(1) ～ (4) 1 0 5 0 7 1 2

(5) 1 0 1 8 7 4 4